

# 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

## ①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

## ②施設・事業所情報

名称： 子宝保育園	種別： 幼保連携型認定こども園
代表者氏名： 園長 田中 篤樹	定員（利用人数）： 102名（100名）
所在地： 愛知県安城市今池町1丁目24番地18号	
TEL： 0566-97-8588	
ホームページ： <a href="https://kodakara1976.ed.jp/">https://kodakara1976.ed.jp/</a>	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和51年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 育生会	
職員数	常勤職員： 21名 非常勤職員 21名
専門職員	保育士 23名 嘱託医 3名
	栄養士 1名 看護師 2名
	調理員 4名
施設・設備の概要	（居室数） 8室 （設備等） 園庭、階上プール

## ③理念・基本方針

### 【保育理念】

子どもと保護者が安心できる保育

### 【保育方針】

- ・子宝を大切にし、責任ある保育
- ・相手の立場を理解し、話し合える保育
- ・保護者と保育者がしっかりと子どもをみつめる保育
- ・心にゆとりを持って子ども接する保育
- ・家庭的雰囲気の中で思いやりの心を育てる保育

## ④施設・事業所の特徴的な取組

- ・産休明け保育、異年齢児保育、小規模な学級編成、自園調理の給食・おやつ等
- ・職員に自分の10年後の姿を考えさせ、保育の専門家としてだけではなく、園やクラスの運営・管理まで出来る人材を育てている。
- ・内定した職員が正式採用前に保育補助としてアルバイトをする機会を作り、当園の仕事を体験させるとともに先輩職員の顔が分かるようにしている。正式採用後はOJTの指導員として気が合った先輩を自ら指名出来るようにすることで、園の環境に早く適応でき離職が減っている。
- ・規程・マニュアルの整備、人事制度の確立、様々な研修の実施等、管理体制が出来ているが、そこで満足せず、常にこれらの体制・制度の実効性を考え改善する姿勢で臨んでいる。

## ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6 年 10 月 1 日 (契約日) ~ 令和 7 年 2 月 17 日 (評価決定日)  【令和 6 年 11 月 20日 (訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (平成 21 年度)

## ⑥総評

### ◇特に評価の高い点

#### 【組織運営・管理】

- ・規定集が整備されている
- ・園長が他の私立保育園と協力し、市内の保育環境の改善の為に様々な取組を積極的に行っている。
- ・各種助成金をうまく活用し職員確保、ICT化、公認会計士監査など経営の改善に効果を上げている。

#### 【保育理念】

- ・「子どもと保護者が安心できる」という保育理念のもと、産休明けから小学校就学までの子どもの発達を見通した保育を実践している。
- ・助産師であった初代の理事長が立ち上げた「子どもにとっても保護者にとっても安心できる」最善の場所であるという理念を実践している。平成31年からは幼保連携型認定こども園として地域に根ざした「みんなの子だから」を継続して行っている。
- ・園では布おむつを使用するという方針を貫いて実践している。自宅では紙おむつを使用しても登園後降園までは布おむつを使用し、おむつはレンタルにする等、保護者の負担軽減も加味し、保護者の賛同の基に実践を継続している。子どもが本来持っている感覚を生活の中で育てることを保護者も巻き込みながら行っている。

#### 【人材育成】

- ・接遇マニュアルを一人ひとりの職員が実践している。笑顔の挨拶や子どもに向き合う保育者の笑顔が全体の雰囲気をつまやかにしている。
- ・保育者の資質向上について、保育者一人ひとりの自己評価を基に、受講した研修のまとめ等の保育の学びを綴ったポートフォリオを作成している。保育者としての成長を確認できるポートフォリオは、保育者自身の資質能力の礎となるだけでなく、園の育ちにもつながるものである。
- ・最新の保育方法を学んだ若い職員を多く採用している。またこれらの職員の自主性を育て、知識・スキルの向上が出来るように研修に積極的に参加させている。
- ・保育だけでなく、組織の運営もできリーダーも務めることができるオールラウンドな職員を求め、職員に対して10年後の自身の姿を考えさせ、それに向かって本人が努力できるよう支援を行っている。

### ◇改善を求められる点

#### 【組織運営・管理】

- ・人材育成が最大の課題と捉えているため 中長期計画 単年度の事業計画ともに人材育成が中心となっている。研修計画、行事計画等は別途作成し職員や保護者に周知しているが、単年度事業計画は一年間に園が実施する「事業」の計画であることを考えると、単年度事業計画の項目として扱うことが望ましい。
- ・人事評価、目標管理、給与決定等の人事管理制度を再検討する余地がある。特に「客観的な評価基準に基づく昇給、昇格」及び「園の目標と整合性のある個人目標の設定と達成度評価」についての再検討を期待したい。

【人材育成】：分散型のリーダーシップ体制を作る

- ・保育の全体的な計画は園長が作成している。保育現場主導で保育実践している整った環境であることから、全体的な計画作成についても職員参画型で計画が作成にできることが望ましい。保育リーダーが持っている能力を十分に発揮できる環境を整えられたい。
- ・園長は職員を信頼してリーダーシップを発揮していると思われる。幹部職員の真面目さや責任感をフルに活用して他の職員の能力開発につながるように分散型のリーダーシップが実践できるような職員体制を構築されることを期待する。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の15年ぶりの第三者評価は、非常に有意義な時間となりました。当日の助言をもとに、第三者評価の事前準備の段階で職員間で話し合い、取り組んだ内容を今後につなげていきたいと考えています。

中長期計画については、今後も継続的に見直しを行い、保育園の安定的な運営を実現するための具体的な指針としていきます。職員と法人が同じ目標に向かって進むことを期待し、そのために中長期計画を職員に共有し、それが単年度の事業計画に落とし込まれるよう分かりやすくしていきます。

また、保育の質の向上のため、中堅職員の育成を重点的に行う必要があることを再確認しました。そのため、職員間でのOJTによる教育を強化するとともに、法人としては人事評価基準を明確化し、今後もその取り組みを継続していきたいと考えています。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（子宝保育園）

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・b・c
＜コメント＞ ・園の理念や保育の基本方針はパンフレットやHP(ホームページ)に明文化されている。玄関に入ると大きな額縁入り文言で掲示されており保護者には常時周知されている。保護者には入園説明会において事前に配布された資料に基づき園長が説明をしている。途中入園でも担任から個別に丁寧な説明をしている。 ・園の理念や方針を十分に理解できていないと思われる保護者に対しては、繰り返し丁寧に説明し理解を求める取り組みを期待する。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・b・c
＜コメント＞ ・園長は安城市民間保育園有志の会で情報交換をして地域ニーズを把握し実行に移したり市への要望を取りまとめ提出したりしている。また、積極的に市や国の動向の把握に努め、会議・研修会に出席するとともに、ネットで公表されている会議録、資料を基に事業環境を分析している。 ・月に一回月次決算を通して税理士から経営状況・課題等を把握しその改善策を講じている。併せて年一回、公認会計士による会計監査を受け、経営状況に関する改善策等について協議している。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・b・c
＜コメント＞ ・組織運営・管理能力、保育能力、改善意欲を備えた職員の育成が最大の経営課題と考えて取組を進めている。具体的には、職員に10年後の自分を考えさせ、キャリアを意識するようにして、職員評価シートを用いた面談等で継続的に指導している。 ・有識者でつくる理事会では、保育業界の最新動向を報告する中で課題を明確にして指導を仰いでいる。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・b・c
＜コメント＞ ・今回の第三者評価受審を期に中・長期計画が策定されている。主要な項目として人材育成計画を掲げ①人材の育成に向けた基本方針、②今後10年間で重点的に育てる人材、③研修計画が記載されている。 ・法人の理念と園の保育理念・保育目標を明確に示し、今後の10年間を見据えた育成計画を策定することは重要である。直前にせまる施設の整備計画や災害対策及び財務運営の見直し等も含め、さらに具体性を持った中・長期の計画の策定を期待する。			

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の事業計画は、中・長期計画が策定される前に策定されており、中・長期の計画を反映したものとは言えない。</li> <li>・書面としての単年度の「事業計画書」は保育目標と保育時間が主な記載項目で、一年間に園が実施する事業を具体的に表した内容となっていないが、実施項目は別の資料として作成されている。それらを取りまとめて事業計画として再編成されると良い。</li> </ul>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の策定や見直しは園長が中心となり主幹保育教諭・主担任と共に集約している。各行事・係りの仕事は全職員で分担しているので、各担当が職員会議において意見を取り纏め、事業計画の評価・見直しに取り組んでいる。</li> <li>・単年度計画の見直しが中・長期計画の見直しに繋がるような仕組みを構築されたい。また、中・長期計画の充実を図る上でも出来るだけ多くの職員が参画出来る体制を構築されることを期待する。</li> </ul>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画のうち年間行事予定は ICT アプリに掲載し保護者に周知するとともに、毎月の園だよりに翌月の予定を掲載したり、ホームページで公表したりしている。行事予定以外も保護者に関係する内容は丁寧に周知している。</li> <li>・今後は地域貢献活動や園の理念・目標を達成するための取組なども保護者に説明して、園の目指している方向を明確に示すことが望ましい。</li> </ul>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者の自己評価を実施するとともに年に一回保護者アンケートを取るなどして、定期的な保育の振り返りと課題抽出を行い質の向上に取り組んでいるが、定められた基準に基づく評価とは言い難い。</li> <li>・今回の第三者評価受審の機会を捉え、第三者評価基準に基づく自己評価を毎年計画的に実施することで、前年度との比較をしながら、その後の取組み課題を把握されることを期待する。</li> </ul>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者アンケートの内容を纏めて職員会議で全員に周知し話し合っている。改善策について職員同士で話し合うことで全員参加意識を育てている。アンケートの内容及び改善策については保護者に開示することで、保護者の意見に積極的に対応する姿勢を明確にしている。</li> <li>・第三者評価の結果や第三者評価基準に基づく自己評価結果から取り組むべき課題を明確にし、優先順位をつけて計画的に改善に取り組まれることを期待する。</li> </ul>		

## II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	①・b・c	
<コメント> ・園長の役割と責任は「組織図」、「園則及び運営規定(重要事項説明書)」に明記されている。 ・園長は園長補佐・主幹保育教諭と共にリーダーとして「企画立案」「担当選任」「勤務調整」「役割分担」「業務遂行」「事業報告」等に関して所定の役割を果たすことを明文化して、職員に説明している。園長の業務が多岐に亘ることから各職員の担当職務を明確にして園長はサポートにまわる体制としている。 ・平常時及び非常時における権限委任については委任順位を記載し全員に周知している。			
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a・②・c	
<コメント> ・園長は「保育所保育指針」、「個人情報保護法」、「労働基準法」、「児童福祉法」等の研修に積極的に参加して法令遵守に取り組んでいる。あわせて人権擁護のためのセルフチェックリストを活用して人権擁護について具体的な内容を確認している。 ・遵守すべき法令を正しく理解し実践することが保育所の使命である。次のステップとして、実際に法令遵守が職員の間で周知され、保育の現場で活かされているかどうかを確認する取組の実施も期待したい。			
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保 12	①・b・c	
<コメント> ・園長は、当初は保育の現場に立ち質の向上に取り組んでいたが、保育の質としては一定の水準に到達したと考え、現在は主幹保育教諭にその役割を任せている。主幹保育教諭は月・週案の作成、実行、振り返り等を通して各クラスの主任任を育成している。 ・園長としては園における人的環境を充実させることが最大の課題としてとらえ、保育だけでなくクラス運営や園の将来も考えることが出来る職員の養成に注力している。			
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	①・b・c	
<コメント> ・10年ほど前から園長主導でICTの導入を進めてきた。現在は保育園が必要とする機能は殆どカバーされており、職員、保護者が使いこなしている。これにより保育者が子どもと向き合う時間を確保でき、職員間及び職員と保護者間の情報共有や協力体制の構築が可能となる等、業務の効率化、実効性の向上に大きく寄与している。 ・新任者は1か月で計画的にローテーションする、クラス担任は固定する、非常勤職員は子どもや職員の状況により異動する、等適切な職員配置を行い円滑な運営を図っている。			

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	①・b・c	
<コメント> ・正規職員は主に養成校から新卒者を採用している。新卒者の募集にあたっては当該養成校の出身職員を帯同しお願いすることで、成果を上げている。非常勤職員はハローワークからの採用が中心となっている。 ・新規採用職員の教育はOJTを基本としているが、指導員を新卒者が指名できる斬新な制度となっている。指導員や園長の丁寧な面談ときめ細かな指導により定着が良く、ここ5年間は就職3年以内の退職者がいない状況である。意識して取り組んできた職場環境の改善や職員養成の効果が出て、定着した職員が次の職員を定着させるという好循環が起きているように感じる。			

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員には採用時から期待する職員像を説明し、職員はそれを理解して入社している。また、10年後の自分のビジョンを考えさせることで保育の専門家ではなくゼネラリストとしての職員を求めていることも明確にしている。</li> <li>・「職員評価シート」により目標達成度と職務能力の評価を行っているが、現状はあくまでも職員養成の一環としての意味合いが強く、昇進や昇格に制度として繋がっているわけではない。</li> <li>・今後は職務・職位ごとに求める職務能力を明確にして、人事評価に繋がる仕組みの構築を予定している。</li> </ul>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残業は平均して月 10 時間程度発生、有給は年間で 80%程度の消化率となっている。短時間労働の導入、ハラスメント対策の明確化もおこない、ワークライフバランスに配慮した職場づくりに取り組んでいる。</li> <li>・シフト管理は園長補佐、クラス運営は担任に任せ園長はサポート役に徹していることで、それぞれの担当職員は考えることは多いが自己の成長につなげることが出来、仕事への満足感を得ることが出来る職場となっている。</li> <li>・介護による短時間労働、カスタマーハラスメントへの対策も期待したい。</li> </ul>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標管理の取組としては、個人が年間の目標3個、期の目標3個を立て、園長又は主幹保育教諭が適宜面談して達成に向けてフォローすることとなっている。個人が目標をたてて実行することを重視した内容となっていて、上長は目標設定に基本的には関与していない。</li> <li>・個人の目標と組織の目標との整合性が取れるよう目標設定段階での指針を示すとともに、目標のレベル、目標の達成度の評価基準等を明確にした「目標管理制度」の構築に取組まれることを期待する。また、人事評価との連携も検討されると良い。</li> </ul>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の育成に関する基本方針や必要な専門知識は常々職員会議や研修で説明して、中・長期計画にも明記し基本方針に沿って職務研修、自主研修、OJTを組み合わせた研修計画を策定している。</li> <li>・内部研修は毎月1回実施し、実施後は職員の意見を聞き次年度の研修に反映させている。外部研修は年間計画は立てられないが、案内の都度職員の現在の職務や今後果たしてほしい役割を考慮して人選し派遣している。</li> <li>・非常に多くの計画をたてているが、職員自身が将来を見据えて、目的をもって積極的に研修に参加するよう意識づけるための取組も期待したい。</li> </ul>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修計画には階層別研修、職種別研修、テーマ別研修、OJT、自主研修等が含まれ、非常勤職員も含め全員が多くの研修を受講している。また、研修規程を作成し、研修への支援体制を明確にしている。外部研修を受講した後は研修報告書を作成して、職員が共有できるようアプリで配信している。</li> <li>・全員が研修を受けることが出来るよう体制は整備されている。今後は、期待する研修成果が得られるよう、研修の実効性を高める方策を検討されることを期待する。</li> </ul>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習生の受け入れは園の社会的な使命と考えて、受け入れマニュアルを作成し実習指導者に研修を受講させる等、積極的に取り組んでいる。養成校から年間約 10 名を受け入れ、実習生が当園に就職することもある。</li> <li>・養成校と密接に連絡を取り、実習プログラムの打合せや振り返りの実施等を通じて、実習生がより一層保育の楽しみや専門性を学ぶことが出来るよう配慮されることを期待する。</li> </ul>		

## II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a	ⓑ · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに保育理念や保育方針、保育目標、年間行事等を記載し分かりやすく園の活動を公表している。保護者に対してはパンフレットや「園だより」を通して日々の情報を提供している。さらにワムネットに社会福祉法人の義務として財務状況、現況報告書を掲載する等、運営の透明性を確保するための取組を行っている。</li> <li>・苦情への対応内容や第三者評価結果への対応内容の公表については今後の検討課題とされたい。</li> </ul>			
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	Ⓐ	b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営に関する各種規程・規則(就業規則、経理規程、旅費規程、個人情報管理規程 他)が整備され、毎日の業務は園長の管理の下で適正に遂行されている。また、定期的に法人監事の監査、税理士のチェック、公認会計士の会計監査を受け、運営の適正性を確認している。</li> </ul>			

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	Ⓐ	b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当園は、地域の求めることに応えるという考えを基本に事業を展開しており、「キッズジェンベ(アフリカの太鼓演奏会)」「映画上映会」「親子運動会」「親子で手作りみそ講座」他年6回の行事を企画して地域との交流に取り組んでいる。自園で企画する上記行事以外にも、地域の多くのイベントに積極的に参加して交流を図っている。</li> </ul>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a	ⓑ · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般からのボランティアの受け入れは申し出に応じて随時行っている。また父母の会では交通安全教室の開催も実施しており、体験学習ではマニュアルを作成し体制を整備したうえで近隣の中学校3、4校から受け入れている。</li> <li>・今後は受け入れマニュアルを整備して一般からのボランティアを活用することで、子どもが新たな体験をする機会とするとともに、地域との交流の一つとされることを望みたい。</li> </ul>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	Ⓐ	b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園として必要な関係機関は「連絡先一覧」として纏められ、職員の目の届くところに掲示している。また、関係資料を集めてファイルとして整備し、職員が参照できる状態で保管している。</li> <li>・地区社会福祉協議会への出席、こども 110 番の家、町内会への協力、こども支援課、家庭課、児童相談所、行政機関等との連携を図り事故、虐待、災害等に際して適切な対応が出来る体制整備を行っている。</li> </ul>			

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保 26	①・b・c
<コメント> ・中・長期計画に「地域のニーズに沿った公益的な事業に取り組み、まちづくりに貢献します」と明記し、積極的に地域ニーズの把握に取り組んでいる。 ・毎月 1 回開催の園長会での情報交換で地域の福祉ニーズ・保育ニーズの情報収集に努めている。さらに保育関係団体、社会福祉協議会、行政との連携、会議・研修会の参加から地域のニーズを把握している。また、毎週土曜日に園庭開放を行い、地域の子育て中の保護者からニーズを聞き出している。		
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	①・b・c
<コメント> ・「公益的な事業に取り組み、まちづくりに貢献する」との基本方針の下で「園庭開放時の子育て相談」、「民生委員によるふれあいサロン、子供会への会場提供」、「中学生の職場体験への協力」、「関係機関とのネットワーク構築」等に取り組んでいる。また、同一法人の別の保育園では「0、1歳児へのおむつ無償提供」も実施して、法人全体で地域ニーズにもとづく公益的な活動への対応を進めている。		

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a・②・c
<コメント> ・職員会議、園内研修等を通じて職員に保育理念を周知できるように努めている。また、職員が保護者に懇談会等で保育理念について話す事により園の保育理念や基本方針に対する理解を深めている。 ・保育の中で取り組んでいることをキッズノートやアプリで保護者に伝えているが、子どもの頃から人権や権利、SDGsなどを考える環境や機会などを作り保護者を巻き込んで実践されることを期待する。 ・倫理綱領については、第三者評価の自己評価の作成に取り組むまで認識が浅かったとの発言があった。保育者が身近に置き、見返したり、振り返りしたりする環境を作りたい。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	①・b・c
<コメント> ・秘密保持誓約書について全職員に同意書を求め、保護者にも入園前に同意書を提出してもらっている。 ・子どものプライバシー保護等の権利擁護については市の規程に沿ったマニュアルで対応している。 ・人権擁護のためのチェックリストや保護者からのアンケートをデータ化して保育の課題を見つけクラス毎に話し合いを行うことで人権擁護についての理解は深まっている。また、子どもにも保育の中で絵本「みんなたいせつ」等を通して、人権などについて教えている。保育者は、子どもの権利について常に確認して、向上心を保ちながら保育している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	①・b・c
<コメント> ・市役所にリーフレットを配置しており、さらにホームページやインスタにて周知している。ホームページは必要に応じて常時更新している。 ・園の設定した見学会には 1 回 50 組以上の見学者があり、見学会以外の見学者にも丁寧に説明を実施している。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a・②・c
<コメント> ・アンケートの回収率は大変良いが、質問 6 の項目については回答にばらつきが見られる。保育者と日常的にコミュニケーションを取っている保護者には伝わるが、保育者と中々話せない保護者には伝わりにくい背景があるのではない		

<p>かと推察される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慣し保育(慣れ保育)については、保護者に納得してもらえるように日々の子どもの姿を丁寧に伝え「子どもにとって」を共有できるように努力している。</li> <li>・保育者から保護者への発信方法等を含めた関係づくりについて再考する機会とし、改めて保護者との関係性の構築に努められたい。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等の変更にあたり、保育の状況等について記録を発信することについて転園先等から求められれば行うが、積極的には行っていない。また、卒園児イベント等を通して保護者が退所後も相談しやすい環境づくりを行っているが明確な文書としては残していない。</li> <li>・子どもの育ちについて保育の継続性は大変重要である。市内外を問わず、考え方の違いから難しい現状があったとしても、園で大切に育ててきた自園の子どもに対する思いをまずは発信されることを期待する。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年に1回利用者アンケートを全体に行い、個別懇談会を希望者に対し年3回行っている。また、年に2回保育参観を希望者に対して行っている。クラス別懇談会には保護者の意向等把握できるように主幹等が参加している。</li> <li>・アンケートや懇談会、保育参観にて上げられた課題は、時間を設けて議論を深め保育の改善に活かしている。</li> <li>・保育者は、自信をもって日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入園時に苦情解決制度の説明及び資料の配布を行っており、掲示板にも掲示してある。</li> <li>・年度末の利用者アンケート及び保育参観時のアンケートについては、内容及び対応結果を開示している。</li> <li>・苦情内容については苦情受付書に記録を適切に保管し、内容の開示についてはクラス別懇談会及びきつずノートを利用し適宜行っている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が相談できる保育者の選択ができる環境を整えている。保護者には連絡ノートを使って丁寧に子どもの姿を伝え、保護者の相談に応じている。</li> <li>・第三者評価のアンケートでは、先生たちはよく聞いてくれるとの記載があった。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートビューの日誌機能を使って保護者は常に意見を述べやすい環境が整っている。また、登園・降園時に保護者から子どもの様子等の聞き取りを常に行い、保護者が相談しやすいよう配慮している。担任のみで相談内容に答えられない場合は主幹等も対応するようにしている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒヤリハットとして記録に残すかどうかの基準を検討しながら、日々のヒヤリハット、事故報告の中で原因分析、改善策の検討を行い、園内研修を通して過去の事故事例の報告書に関する意見交換を行っている。その後クラス会議等で報告し、保育環境の見直し改善を行っている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常駐の看護師が保健衛生リーダー等の役割を担い月に1度の危機管理訓練、危機管理研修を通し職員の感染症に対する知識を深めている。感染症発生時には既存のマニュアルをもとに対策を実施し、運営会議で検討・見直しを行い周知する等の対応をしている。また、保護者には週に1度、きつずノート及び掲示板で発生状況の報告を行って</li> </ul>		

<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の清掃時の消毒、日々の保育中の換気、手指消毒、定期的な玩具干し、空気清浄機等の使用及び定期保守を行っている。</li> <li>・BCP(業務継続計画)の作成にも着手している。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策計画を定め、広域ネットワーク訓練、J アラート等地域の訓練にも参加、入園時に保護者に留守番電話への登録の依頼し、緊急連絡表に沿って引き渡し訓練を行っている。毎月1回の避難訓練後、各クラスでの振り返りを、職員で共有している。</li> <li>・BCP(業務継続計画)の作成にも着手している。</li> </ul>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ Ⓑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の手引き、人権セルフチェック、給食配膳時のマニュアル等として文書化され職員周知している。</li> <li>・各保育者の知識・技能にはバラつきがあるため、マニュアルだけでは、保育の標準的な実施体制は確立できない。リーダーだけでなく現場の保育者が話し合い、主体的に標準的な保育を実施できるように子どもとのかかわり方など、実際の保育につながる手引き書作りを期待する。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ Ⓑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の実際に係るマニュアルはあるが、保育を標準的に実施できるように文書化されていなかった。この現状から、マニュアルを見直すことができても実際の保育に求められる実践的な方法を見直すことにはならない。標準的な実施方法の文書化を進めると共に見直しをする仕組みも確立されることを期待する。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保 42	a ・ Ⓑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部専門家、嘱託職員との連携のもと子どもの姿を共有し、保護者の意向を踏まえて、アセスメントを実施し、計画づくりに繋げている。</li> <li>・指導計画作成にあたっては主幹保育教諭等が具体的に、方法を明確にして伝えるなど計画作成担当者を指導している。</li> <li>・保護者からの情報(ニーズ)を収集し、園での経験だけでなく、家庭での経験についても的確に取り入れながら指導計画の作成に繋がりたい。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ Ⓑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5領域を踏まえた発達チェック状況一覧を個々に作成し成長を記録しながら課題に取り組み、昼礼時に子どもの姿の共通理解を行い指導計画に反映している。</li> <li>・新年度初めに行われるクラス別懇談会にて保護者に年間の指導計画を説明している。</li> <li>・3歳未満児は個別の指導計画があるので比較的家庭との連携はしやすいが、3歳以上児も家庭での様子や成長を保護者と共有を深めて計画作成を行い、さらに保育の質の向上に繋がりたい。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保 44	Ⓐ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れた職員が子どものその日の姿を園児メモに入力し、全職員が必要に応じて閲覧している。</li> <li>・発達チェック、個別振り返りを作成し個別の援助方法を検討している。園内の ICT を使用し、情報の把握ができるようになっていて、情報共有を図っている。</li> <li>・月週案や保育の実施状況の記録は公簿として保管するものなので主幹等が文章の書き方など担任に意図を聞き取りながら指導を行っている。</li> </ul>		

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・個人情報の保護については園則に記載し、保護者の同意を得ており、職員は秘密保持誓約書に同意している。 ・子どもの記録は施錠できるロッカーに保管し、常時施錠されている。施錠の最終確認は、園長・主幹保育教諭が行っている。パソコン内の情報についてはID、PWを分けることにより管理を徹底している。		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保 46	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> ・保育の全体的な計画は保育理念に基づき児童福祉法、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説などの趣旨をとらえて園長が作成している。 ・現場からの意見や状況を聞いて反映する、職員参画型の全体的な計画作成の取組みになるように努力されたい。		

### A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・園の方針として布おむつを使用している。家庭では紙おむつで過ごしていても、登園後は保育者が布おむつに替えて対応している。こまめにおむつを替えるようにすることもあり、排泄の自立が早いと実感している。 ・布おむつはリース対応で、子どもが使用した布おむつは布おむつ用のごみ箱に入れて衛生面に配慮しているが個人のズボン等は直ぐ水洗いできないときもある。子どもの生活空間なので、今後工夫が必要であると、保育者も認識している。子どもの様子を見ながら家具や遊具の配置を考え、子どもの状態に合わせておやつや食事をすることで、保育者が子どもにゆとりを持って援助する姿がある。環境についての工夫は常に見直しをしている。		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> ・定期的に入権セルフチェックを使い保育の振り返りを行っている。入権セルフチェックから見てきた保育の課題についてクラス内で話し合い保育の改善につながるようにしている。 ・保育の標準化を図るための「保育の手引き」の中に子どもをどのように受容するか、子どもの状態に応じた保育を行うための基本姿勢などを記載して現場で常に見直ししながらさらに保育の向上につなげられたい。		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・年齢に応じて基本的な生活習慣が身につけられるように生活と遊びの中で援助している。 ・生活では弁当箱をハンカチで包む、制服の着脱、靴下の着・脱など繰り返しながら、遊びでは0歳児から「自分でやりたい」という気持ちの育ちをみて子どもが主体的に環境に関わる機会を作り「自分のことは自分でやる」という精神を大切に援助している。 ・低年齢児は午睡の時間を設けている。幼児は個別で対応し一人ひとりの子どもの状態に合わせて活動と休息のバランスが保てるように配慮している。		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・子どもが自主的に遊びこめるような環境を設定している。基本的には戸外遊びや近くの公園に園外散歩に行っている。公園に行く際に地域の方に挨拶をしたり、遠足などでは電車に乗ったりして社会体験が得られるようにしている。遊びの中でルールを伝えたり、子どもとルールを作ったりしながら自然に子どもの中に規範意識が芽生えるように援助している。地域活動(ジェンベ・みそづくり・音楽会等)を行い子どもの様々な体験が出来る機会を設けている。		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> ・0歳児は長時間保育を利用する子が多いため、0歳児担当保育者と自分の保育室で過ごせるように職員配置を工		

<p>夫している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感触遊びや野菜スタンプなど玩具以外にも興味を持てる遊びを取り入れたりわらべうたやふれあい遊びなどを通して1対1の関りを大事にしたりしている。</li> <li>・子どもの発達に合わせた環境作りについては、日々課題ができるため、常に子どもの生活の様子を観察しながら改善していく循環をつくられたい。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	㉖ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものしている遊びが継続できるように保育者の配置を考慮し、クラス全体で動くのではなく、個で動けるようにしている。排泄や手洗い、遊びなどを一斉に促すことなく子どもの意思を確認し自分でやろうとする気持ちを育てている。</li> <li>・環境構成は常に子どもの目線に合わせて玩具を配置したり子どもの探索活動が活発に出来るようにしたりして配慮している。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	㉖ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3.4 歳児は異年齢クラスであるが、自分のやりたい活動を行える環境を整え、個々の発達に合わせて保育者が適宜対応している。</li> <li>・最近の活動で4 歳児は、自分で考えるような活動を取り入れている。トイレトペーパーの芯を使った遊びがあり、学校や地域にでかけ芯を集めたり、遊びの中で芯は縦が強いことに気づいたり、自分たちだけの遊びにとどまらず、他のクラスの子どもにも座って欲しいとトイレトペーパーの芯で作った椅子をホールに展示したりとひとつの遊び、ひとつの素材がダイナミックな製作遊びとなっていた。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	㉖ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・設備など障害に応じた環境整備に配慮が必要な対象児がいない。環境面の整備はないが個別で対応出来るときはその子に合わせて配慮している。保護者には送迎時や連絡帳を活用して子どもの姿を伝えている。</li> <li>・専門機関等との連携をとりながら保護者からも受診内容や保護者の受け止めなど聞き、情報を共有している。</li> <li>・職員は、園内・園外研修を受け知識を深め、研修報告を他職員に伝えている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	㉖ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長早朝時には幼児組と3 歳未満児組と分かれて異年齢児クラスで過ごすようにしている。ソファがあるクラスとないクラスがあるが早朝や延長の時間はゆったり過ごせるように配慮している。</li> <li>・低年齢児は朝早い子や眠くなる子から食事を取っている。幼児クラスはランチルームを活用し、自分のタイミングで食事が取れるようにしている。</li> <li>・保育者は、園児メモを通して子どもの様子を把握し朝礼・昼礼にて変更点をキッズノートや連絡帳を通して伝え合っている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	㉖ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年に 2 回クラス別懇談会を行い、小学校入学に向けて生活の見直しや相談できる時間を設け、小学校の職員に保育の現場を見に来てもらい必要に応じて子どものことを細かく伝えている。卒園後は幼保小連絡会を通して子どもの小学校での様子を聞いている。</li> <li>・小学校との連携については年間指導計画に記載し連携をとっている。保育活動として「トイレトペーパーの芯を1,000 個集めよう」という取組みをしたが、その際地域や小学校にもその主旨を伝え協力を仰ぐなど連携を心がけている。</li> </ul>		

### A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	㉖ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健年間指導計画をもとに一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。保健衛生業務分担表に基づき子</li> </ul>		

<p>どもの健康に関する業務を明確にしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートビューにて受け入れ時の情報を周知・共有するようにし、昼礼時に午前中に起きた変更について職員に周知し情報を共有している。</li> <li>・入所前に保護者に対して SIDS に関する必要な情報提供をし、クラス別懇談会にも資料として配付し保護者に伝えている。</li> </ul>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	㉞・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断・歯科健診の結果はキッズビューの健康診断の欄に記録され、関係職員への周知を図っている。</li> <li>・手洗い・うがいの指導や歯磨き指導を行い、自分の身体について自分で護る大切さなど保育の中で伝えながら子どもの健康管理や身体作りに重点を置いている。</li> </ul>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	㉞・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度初めにアレルギー調査書を保護者が記入し、「症状が起こった場合の園での対応」とガイドラインをもとに適切な対応が取れるように職員に周知している。</li> <li>・アレルギーを持っている子どもについては医師の指示書のもと、年に3回家庭の様子を聞き取っている。食事の提供については、盆、食器の色を変えて視覚的にも分かるようにし、座席を一つ空けるなど症状に合わせて配慮している。</li> <li>・エピペン使用については隣接の八千代病院で看護師、担任が研修を受け他の職員に周知している。</li> </ul>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉞・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳以上児クラスは、一斉に食事をするのではなく、遊びの続きをする子と食事を先にする子と分かれることで少人数での環境を作り、好きな子と好きな席を選んで食事ができるように配慮している。3歳未満児も同様に少人数で食事をしている。一人ひとりが落ちついた環境の中で食事をしたり、食事の前に調理場を覗いたり匂いを嗅いだりして、献立に興味をもって食事ができるように援助している。</li> <li>・保育の中で親しんでいる絵本から関連する「物語レシピ」を取り入れ、子どもがクッキングに関心を持てるようにし、クッキングや野菜の収穫、調理場の手伝い等子どもが実体験をする機会を大切にしている。</li> </ul>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㉞・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行事食やその月々の旬の野菜等を取り入れ、地域の特色の食材を取り入れるなど地産地消を心がけている。</li> <li>・園児が体調不良の時は、保護者が直接調理場にその旨を伝えて調理員が対応をしている。調理員と担任が情報を共有し保育対応をしている。</li> <li>・毎月1回給食会議を行い検食日誌をもとに調理員と担任が情報交換を行ったり調理員が交代で保育室に出向き食事の様子を見たり子どもたちの話を聞いたりする機会を大切にし、量・味付け・大きさ等検討し聞き取りを調理に反映させている。</li> <li>・調理場内の監査が年に1回ある。その際に指導していただいたことは改善し衛生管理を行っている。</li> </ul>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	㉞・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低年齢児はスマートビュー連絡帳アプリで家庭との連携を行い、幼児クラスは保護者から子どもの情報があつた場合、また、園からの必要に応じて発信しその情報を職員が共有するシステムを活用している。</li> <li>・クラス別懇談会(年1回)、保育参観(年2回)、個別懇談会(年3回)を行い、家庭での子どもの状況を聞き記録に残している。</li> <li>・園児一人ひとりの記録がポートフォリオされている。</li> </ul>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	㉞・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からの相談内容に応じて家庭状況等を担任及び主幹保育教諭が把握し安心して子育てができるように対応している。</li> <li>・スマートビューアプリで情報を共有し保護者の相談内容に応じ必要機関との連携を取っている。</li> </ul>		

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登園時の視診・触診の際、怪我等ある場合は保護者より聞き取り職員間で周知している。職員の気づきを促すために人権セルフチェックや研修を必要に応じて行っている。 気になる様子等がある場合は園長から市役所へ情報提供を行い、場合によって児童相談所へ通報する「通報義務」についても職員に周知している。</li> <li>・虐待防止研修に参加しているが研修報告を徹底していない。不適切保育についても職員研修を実施されたい。</li> </ul>		

### A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権セルフチェックの結果をクラス会議での振り返りに使用し保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</li> <li>・保育者の自己評価を基に、3 か月に 1 回の面談(入職時は週 1 回)、年 2 回の人権セルフチェックを実施して、保育者一人ひとりの研修記録と合わせてポートフォリオにまとめ、保育者のラーニングストーリーとして保育者育成に力を入れている。</li> <li>・保育者一人ひとりの保育者としての育ちを園全体で肯定的に捉え、保育者自身の主体的な学び方を構築している。</li> </ul>		